

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書

燃油価格の高騰、高止まりや漁獲量の減少、産地魚価の低迷など、本県の漁業経営は深刻な状況に陥っている。

さらに、東日本大震災により我が国の漁業は甚大な被害を受け、復興に向けて全国の漁業者は一丸となって取り組んでいるところであるが、原発事故の風評被害等も加わり、水産物の消費低迷と相まって、一層深刻の度を増している。

燃油は操業に不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営の圧迫に結び付き、漁業者は、省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は漁業者の努力の範疇を超えているのが現状である。

このような状況の中、農林漁業の用途に供する軽油について、時限的に免税措置が講じられているが、燃料価格の上昇も含め、これが切れることで漁業者に新たな負担の増大を強いることは、漁業経営が立ち行かなくなり、また、地域の水産業、漁村の崩壊すら招きかねないこととなる。

よって、国会及び政府におかれては、県民・国民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営を継続するために、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会